

## 仕 様 書

- 1 業 務 名 岡山市一時保護施設寝具等借上業務
- 2 賃貸借期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 納入場所 岡山市北区内  
岡山市こども総合相談所一時保護施設内の指定する場所
- 4 施設規模 入所児童 24名（定員）、宿直職員5名 合計 29名
- 5 寝具類基本数
  - (1) 年間総数量 10,950組
  - (2) 内訳
    - 大人用 6,570組(18組×365日)
    - 小児用 2,190組(6組×365日)
    - 宿直職員用等 1,825組(5組×365日)
    - 予備(大人用) 365組(1組×365日)
- 6 サイズおよび規格並びに交換・洗濯・補修等（別紙寝具類借上内訳書のとおり）
- 7 寝具種類等および組み合わせ
  - 春・秋：敷布団＋枕＋掛布団
  - 夏：敷布団＋枕＋タオルケット
  - 冬：敷布団＋枕＋毛布＋掛布団+敷包布＋掛包布＋枕カバー
- 8 借上形態  
常時30組借り受け保管する。
- 9 支払い方法  
月毎の工程完了後、当月分を一括で支払うこととする。また、支払額は契約額を12で除したものとす。10円未満の端数が生じた場合は最初の月に加算する。
- 10 その他
  - ・寝具類は滅菌消毒済のものを納入すること。
  - ・契約期間中、別紙寝具類借上内訳書に記載する寝具類の交換・洗濯・補修等を行うこと。
  - ・寝具類の借上価格には洗濯、補修及び納入場所までの運搬経費を含む。
  - ・失禁等の汚損の場合は速やかに交換すること。
  - ・失禁者の掛包布・敷包布は汚損のつど交換すること。
  - ・借上中寝具類に血痕、膿及び分泌物等の汚物が付着した又は著しく他を汚損する恐れのある場合は、借上者において予洗を行うものとする。
  - ・製品証明書を提出すること。
  - ・製品の仕様明細については、同等品もしくは同等品以上とすること。
  - ・納品時には監督者の検査を受け合格したものを納品すること。
  - ・その他疑義が生じた場合は双方で協議する。